

別記様式(第7条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町文化財保護審議会
- 2 会議日時 令和2年12月24日(木) 10時00分から11時25分まで
- 3 開催場所 富士川町教育文化会館 3階会議室
- 4 出席者数 (1) 委員 9名
(2) 事務局 4名
- 5 議題 町指定文化財について
- 6 審議会内容
 - (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 諮問
富士川町文化財保護条例第19条により文化財指定の是非について、教育委員から文化財保護審議会へ諮問
 - (4) 議事
 - ①町指定文化財について
 - ②その他
 - (5) 閉会
- 7 発言の内容
 - ①町指定文化財について

事務局 諮問のあった文化財資料について説明

- ・種類 絵画
- ・名称及び数量 不動明王二童子像 1幅
- ・所在地 大聖金剛山 明王寺
- ・内容 忿怒の形相で火焰を背にして岩の上に不動明王が立ち、向

かつて右に矜羯羅童子、左に制吒迦童子が従っている。三尊とも一般的な形で描かれており、全体に損傷が進んで細部が不明瞭ではあるが、均整のとれた体軀や繊細な火焰、矜羯羅童子の面貌の表現から、鎌倉時代の優品であることがわかる。

箱書きに鳥羽僧正御筆とあるが、年代が異なり作者は不明である。

これらの内容については、事務局においても山梨県の絵画を専門とする学芸幹の先生にも確認をおこない、同様の見解をいただいた。

文化財的価値としては、現在、富士川町で指定されている文化財53件のうち、絵画での指定は、わずか2件であり、いずれも1500年代から1600年代の作品と伝えられているため、鎌倉時代の絵画が町内に伝存することは大変貴重であると考えられる。

日本絵画が概ね仏教絵画より説き起こされていると言われているが、仏教彫刻に比べ、材質の上でいたって脆弱な絵画の場合、奈良時代以前はもとより平安時代の作品でさえも伝存することは、極めて稀なことである。

山梨県においても指定文化財の絵画部門で48件が指定されているが、最も古い仏教絵画は平安時代のもので、鎌倉時代のものも5件程である。

会 長 申請があった掛軸は、山梨県立博物館の一周年記念特別展にも貴重な資料ということで出展され、特別展に合わせて販売された図録集にも掲載されている。

事務局 本日、明王寺住職に掛軸を持ってきていただいているので、実物も見ていただきたい。

(会場を移動し、住職から事務局と同様の説明があり、実物を見学)

委 員 事務局から損傷が進んで細部が不明瞭ではあるという説明を受けたが、それほどでもなく、綺麗に残っていると感じる。これだけ綺麗に残っていたのは、箱が現在是一个しか無いようだが、二重箱だった可能性があるのではないか。また、掛軸に軸棒も付いているので、風鎮があった可能性もある。

明王寺 二重箱だったか、風鎮があったかは古い物なのでわからない。

委 員 そのような点について、学芸員の先生は何か触れていたか。

明王寺 特に触れていなかった。

委 員 このような文化財は、表装の柄や素材でも年代がわかると思うが、学芸幹の先生は、その点については触れていたか。

事務局 箱書きに永禄8年（1565年）に表補衣細工とあり、表装はこの時に新しくなっている可能性があるため、表装については、学芸幹の先生は触れていなかった。あくまで、絵の表現で年代を判断していると思われる。

委 員 明王寺には、昔、日照りが続いた際に雨乞いの祈りに使用する古い剣が伝わっていると聞いている。そのような物もあるのか。

明王寺 15cmぐらいの剣で雨竜剣と言ひ、今も残っている。禪（ふんどし）を締め、口に剣を咥えて滝に入り雨乞いをしたと言われている。

お寺ということで他にも古い物が沢山ある。しかし、文化財的価値があるのかがわからない。今回申請した掛軸についても、文化財指定を受けるには所有者や管理者が申請しなければならないことを知らず、指定されるのをずっと待っていた。所有者側とすると、文化財的価値がわからないと申請も出しにくいし、古いものが出てきても修繕しなければならない状態なのかどうかともわからない。町に学芸員を配置し、このようなお寺等を回り、町内の文化財の掘り起こしをしてほしい。

委 員 個人的には、文化財は修繕しないほうが文化財的価値があると思う。

（会場を移動し、審議再開）

事務局 文化財指定の申請のあった資料について、説明をさせていただき、実物を確認してもらった。来月に審議会を再度開催し、指定の是非について審議会としての意見をまとめたいと考えている。次回までに指定の是非につ

いて、各々検討をいただきたいが、既に意見が固まっているのであれば、本日まとめていただいても構わない。

会 長 事務局から本日意見をまとめるか、後日意見をまとめるか提案があったがどちらがよいか。

委 員 本日決定でよい。

会 長 本日決定でよいという意見が出たが、申請のあった資料は、指定文化財に相応しいということでよいか。

委 員 （異議なし）

事務局 異議なしのようですので、申請のあった資料は指定文化財として相応しいという審議会の意見を教育委員会へ建議させていただく。建議する文書については、写しを委員各位に送付させていただくので承知していただきたい。

②その他

委 員 最勝寺区に牛頭天王社があり、疫病退散のお祓いを毎年実施していると伺っている。無形文化財として検討してもよいのではないか。

会 長 他市町村でも同じような神事はある。今後の検討としていきたい。

事務局 今後も新たな指定文化財の情報があれば検討をしていきたいので情報提供をしてほしい。

事務局 現在、町では文化財を巡る観光マップを作成している。ポケットに入れて、文化財を回れるような物を考えており、お薦めコースも紹介する予定であり、本年度中には完成の予定である。

8 閉会